1会議名 議会運営委員会

2日時 平成27年8月26日(水)

開会 午前10時

閉会 午前11時8分

3場所 正・副議長応接室

4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)木村冬樹

櫻井伸賢、相原俊一、堀 嚴

宮川 隆議長、黒川 武副議長

5 欠席議員 なし

6 説明員 議会事務局長尾関友康、行政課長中村定秋 議会事務局主査田島勝己

- 7委員長あいさつ
- 8議長あいさつ
- 9協議事項
- (1) 9月定例会について
 - ① 議案の上程について

行政課長:付議事件のとおり報告3件、条例改正6件、補正予算4件、決算認定8件、その他1件の議案19件が上程されることを説明した。(了承)

② 会期について

議会事務局主査:会期(案)のとおり説明し、28 日午前 10 時からに市民 参加条例検討特別委員会開催の申出があったことと最終日に閉会中の継 続審査申出を加えて説明した。(了承)

③ 一般質問の発言順位について

梅村 均委員長:先に割り振りを行いたい。

議会事務局長:農業委員会が9月24日午後3時30分から開催されます。 梅村 均委員長:14人の議員から通告を受けている。割り振りを9月17 日及び18日を5人、24日を4人とする。(了承)

議会事務局主査:くじの結果、別紙のとおり決定しました。(了承)

併せてヒアリング日程表をお渡しします。

なお、櫻井伸賢議員は、改選後初めての一般質問のため質問時に記録 写真を撮影します。(了承)

④ 代表監査委員への質疑通告について

議会事務局主査:昨日通知した議長からの招集通知に本日の議会運営委員

会で決定することを通知したことを伝え、昨年の事例を説明した。

- 梅村 均委員長:通告期限は、例年どおり開会日に当たる9月1日午後5時までとする。(了承)
- ⑤ 議会選出の監査委員による決算に関する議案の取扱いについて
- 梅村 均委員長:新旧の監査委員は質疑に加わることとし、採決時に新監査委員は加わらないこととしてはどうか。
- 相原俊一委員:委員長提案のとおりでどうか。
- 木村冬樹副委員長:採決時はどうかと考える。実質行ったのは旧の監査委員である。
- 宮川 隆議長:議会選出の監査委員については、議員であることが前提であるので議員の職務を全うするには、質疑まで加わるのは問題とないと思うが、新監査委員は提案者の位置づけがある。法的根拠は、なく一定ルール化する時期であると思う。
- 木村冬樹副委員長:他の市議会の取扱いを調べているのか。
- 議会事務局主査:改選後の臨時会前に開催した代表者会で協議されたときに、全国市議会議長会に電話にて照会したところ市議会での判断の取扱いになり、守秘義務が関係するため議会選出の監査委員を外すケースが多いと回答がありました。
- 堀 巌委員:研修に行った際に他市議会議員に聞いたところ、いろいろなケースがあるようだ。守秘義務に該当するケースはどのようなときなのか。
- 宮川 隆議長:個人情報、現在進行しており契約が整っていない案件が該当している。例として土地の売買に関して支障をきたすケースなど契約 行為に関するものが多い。
- 堀 巌委員:議員個人のモラルとして扱うべきでないか。
- 黒川 武副議長:本会議であれば議長、委員会であれば財務常任委員会委員長の進行のもとに委ねられるものでないか。
- 木村冬樹副委員長:委員長の提案のとおりでどうか。
- 梅村 均委員長:質疑は新旧の監査委員は加わることとし、採決は新監査 委員が加わらないこととする。(了承)
 - ⑥ 証書類審査の閲覧時間について
- 議会事務局主査:昨年度の閲覧時間等を説明した。
- 木村冬樹副委員長:日数が3日から2日となったので、閲覧時間を確保するにはどうするか。
- 堀 巌委員:最終日が午後4時に終了するのは、会計課が書類を片づけ

るための時間を設けているのか。

- 議会事務局主査:委員が言われるように証書類を片づけるためであります。 宮川 隆議長:平成25年度から3日間で実施していたのでないか。
- 堀 巌委員:資料要求については、通常の資料要求として議会として扱 うのか、議員個人として取り扱う位置づけなのか。
- 議会事務局主査:議員が要求するものを議会として対応するものと考えます。昨年は3名か4名の議員請求がされたと記憶しております。
- 梅村 均委員長:協議の結果、証書類審査は1日目の7日(月)は午前9時から午後5時まで、2日目の8日(火)午前9時から午後4時まで、コピーは2日目の午後4時まで、資料要求は2日目の正午までとする。(了承)
 - ⑦請願及び陳情について
- 議会事務局主査:昨日の時点で請願1件を受け付けております。ほかに問い合わせのあるものは3件あります。陳情は別添のとおり提出されております。
- 梅村 均委員長:陳情については、協議の結果、14回目の地球社会建設決議陳情書以外の陳情を受け付けることする。(了承)
 - ⑧ 決算書の質疑区分表について
- 議会事務局主査:本会議の質疑で使用するに当たり平成25年度と比較して 一部の款項目の移動があったことを説明し、平成25年度のものをもとに 別添のとおり作成したことを説明した。(了承)

財務常任委員会で使用する区分表は、議案質疑の日に開催される議会 運営委員会において、提示します。(了承)

- (2) その他
 - ① ほっと情報メール登録者に対する9月定例会開会の配信について 議会事務局主査:本日、登録者に対しほっと情報メールを配信します。
 - ②資料要求について
 - 堀 巌委員:以前、行政課長から資料要求は情報公開制度の議員としての手続を省略する特権的なものと言われたが、1つ目は個人的な見解か市としての見解なのか。先回、自分が行った資料要求を例にとると文書がないということで、12月から3月までの健康診査にかかる経緯の状況がわかる文書がほしいと議会から請求したが、回答に時間がかかった。口頭だから文書がない回答でなにもなかったことを考えると、資料要求について、議会基本条例はできる規定となっている。それに対し当局は何もない。いつまでに出すとか、文書がないものについて、どの程度誠

意をもって対応するかはっきり示されていない。どのように考えているのか。

行政課長:議会基本条例が制定されるまでは、まったく根拠がなく議員個人として、市に情報公開のような請求できるものとして何もなく、解釈論として本来情報公開すべきものでありますが、議員活動の中で必要が頻繁に生ずることが、手続きを簡略化していると、私が見解を出した以上は、市の公式見解とみていただいて結構です。今は議会基本条例があり、資料要求がでるものでありますので、それを根拠に対応できる範囲で資料をお渡ししていることであります。

堀 巌委員:情報公開と離れたところで作成することもあるのか。 行政課長:そのために資料を作成することもあります。

堀 巌委員: 先回、時間がかかっても、出されなかったことは何か。 行政課長: そのことについては、承知しておりません。

堀 巌委員:出されなかったと思いますが、議長どうでしょうか。

- 宮川 隆議長:私が聞いている分は、堀委員が言われたように請求した内容に関して、口頭説明であり別の要件で医師会と打ち合わせをした中に口頭でお話ししたということで、書類として残っていないと回答があったということです。
- 黒川 武副議長:この場で個別のことを挙げるのはどうか。執行機関としても形成途中のものは非公開にできる類のものである。対議員となるとどこまで資料として出せるのか、資料として出せないが口頭で説明できる部類もある。個々でやるべきでないか。
- 堀 巌委員:違うものと思う。議会として出しているから個々の問題でなく、資料のあるものについては、今回は予算や決算に対する資料要求をするので回答が早いが、一般的な資料要求に対して、次の議会なり当局の期限が決まっていない。行政課として組織としてのルールづくりでないのか。
- 黒川 武副議長:期間の問題などいろいろな問題をはらんでいる。求める資料に対して必ずしも当局に資料が整っているわけでない。問題なのは資料を求める側が具体的にこのような資料としないと。何々についてでは資料要求を受けた側はどのような資料を用意すべきかになり、確認して誠意をもって応えていくものである。制作途中のようにものによっては出せないものある。
- 堀 巌委員: そのようなことはわかっている。今回は違うケースである。行政課として回答すべき書類を見ていると審査しているのでない

か。

行政課長:そこまでの審査をすべきかだと言えば違うのでないかと思います。情報公開請求されて出せないものもあります。議会基本条例によって、議会が請求しますが、本来では 100 条調査権、自治法に基づく資料請求が議会にあって、議会の限りでは議決が必要であり、議決されていない状態で資料請求されますが、情報公開制度とは異なると言いながらもお出しできないものもあります。そこの精査を行政課がしています。資料がほかにあるのでないかという審査はしておりません。ご指摘されるように行うならば 100 条調査権、議会の調査権との整合をしっかりと議論した上でないとルールづくりは厳しいものでないかと思います。

堀 巌委員:あくまでも誠意でということか。

行政課長:議会基本条例にできる規定となっておりますので、できるだけ 誠意によって応えるものと思います。

黒川 武副議長:国会でも資料要求すると黒塗りで示されたこともあるように、不十分と思えば一般質問のような場もあるので正していくことも大切でないか。

木村冬樹副委員長:情報公開請求が出された場合、返答するまでの期間 はどれくらいなのか。

行政課長:速やかにとなっていますが、限度として2週間であります。 木村冬樹副委員長:同程度の期間と執行機関は、認識しているのか。

行政課長:今回の資料要求は3件要求されたうちの一部がないものがあったと思います。時々期限が翌日であったものもあり、ルールづくりをするのであれば、ルールづくりが必要と思います。本来、議員一人一人には請求権がないことから出発しています。

堀 巌委員: それを前提として、議長決裁を得てから議会から資料要求をするようにしたのでないか。

行政課長:本来、議会という限りでは意思決定が必要と思います。

堀 巌委員:本来は議決が必要かもしれないが、決裁行為でいけない のか。

行政課長:それでもって、情報公開で公開できるものを超えることはで きないと思います。

堀 巌委員:経過のわかる資料を要求したのに、文書を作ることができるのに口頭でしか言えないのは軽くみているのでないか。

行政課長:ルールづくりが必要と感じております。

- 木村冬樹副委員長:口頭でも文書でできると思うがいろいろな判断があ るのだと思う。
- 黒川 武副議長:期間について、証書類審査の後に決算について委員会 が始まるが、1週間後に示されても活用できないがどうするのか。
- 行政課長:現存しているものであれば、間に合うようにできます。
- 木村冬樹副委員長:事前に当局とやり取りして、出せるか判断して請求しているのでないか。
- 宮川 隆議長:コピーしたものが大半で、文書を作成することはまれで ないか。
- 行政課長:資料要求していただく際に決算に関するものとわかるのでしょうか。区別がつけばそのように対応させていただきます。
- 宮川 隆議長:書類と同じものを使用しているが、一般質問や議員活動 に使用するものを決算の時期で請求するものはないと思う。
- 行政課長:その時期のものは、決算に関するものとして扱います。
- ③ 資料要求した議員名の様式への記載について
- 議会事務局長:資料要求された場合、議長からのものでありますが、意 図確認する必要もあり大回りしてその議員に確認することになり、様 式に請求した議員名を設けたいと思いますのでご協議をお願いします。 梅村 均委員長:場合によって、議員に直接聞くこともあるのか。
- 宮川 隆議長:決裁時にどの議員から要求されたからわかるが、議長名で要求する。一般質問に関係して当局がどの議員がどういった趣旨で要求しているのか知りたいと申し入れがあった。委員長の言われるように内容、どこまで聞きたいか担当から議員個人に連絡が入る可能性がある。
- 堀 巌委員: 資料要求はあるものを出すことが前提であるが、なぜ知り たいのかと……。
- 議会事務局長:要求されてもどの資料を出すのか特定できないこともあり、 要求書を見て判断して間違っていたこともあり得えます。何をしりたい のかということで、ポイントを絞ることができます。
- 木村冬樹副委員長:正確なものを要求するとして、受け止めればよいのかと。議長名で要求したものに対して、形式的なものになるのでないのか。
- 宮川 隆議長:決裁時に何を求めているのかと思われるものもある。
- 黒川 武副議長:議員から要求されたものは、附属資料として当局に要求されたものに添付されたものと思っていた。当局から見るとどの議員に聞くのかということが生じたので、要求書の様式に議員名を明記

するのが提案である。

木村冬樹副委員長:明記するのはよいと思う。議長のもとで、きちんと 執行機関が理解できる要件になっているかは確認した上で、要件を満 たしていない場合はやり取りしてもらえばよいのでないか。

梅村 均委員長:実際に要求する際に資料として存在しているのかわからず、要求する際に迷うことがある。

宮川 隆議長:議長名で請求する以上、理解していないといけない。

梅村 均委員長:様式に議員名付け加えることとする。(了承)

10その他

会期中の後半に当たる予備日について

宮川 隆議長:最近の議会の会期の委員会予備日に特別委員会等2件の会議が開催される。事務局職員の時間外勤務を発生させないよう申し入れをしている中で、予備日に委員会議事録を制作している。日程上タイトになる。12月定例会以降は、特別委員会等が入る前提で会期を考えてほしい。

木村冬樹副委員長:議会基本条例推進協議会の開催が考えられる。

堀 巌委員:会期が10月にずれ込むことや開会日を早く行うことも考えられる。過去の事例はどのようか。

宮川 隆議長:定例会ではほとんどなかったが、過去において開会日は決まっているが、最終日がずれ込むことがあった。3月定例会の予算に関しては4月にずれ込むことは、予算の執行など行政運営上にかかわる話であり、他市議会のように2月開会が望ましいのでないか。過去のように市長と議会がもめるように会期を人質のようなことをすることもない。審議時間の確保が第一と考える。

木村冬樹副委員長:規則はどのようになっているのか必要であれば改正すべきでないか。証書類審査を短くするのであれば、会期を広げるべきでないか。

議会事務局主査:定例会の招集時期を定める規則で規定されています。

黒川 武副議長:通年議会について議論されていくかもしれない。

6月定例会における最終日の委員長報告について、反訳業者に委託しても最終日に間に合わない。最終日までに要点筆記をすることになる。 委員長報告までの参考資料は事務局で作成せざるを得ない。予算、決算は当局でなく議会で作成することになっている。問題となる点をどのように処理すべきか。

木村冬樹副委員長:今日の午後に、議会基本条例推進協議会が開催される。

梅村委員長と協議したが、今年度の課題を決めて進めていく。法令上の書類上の整備をしていきたい。全員での協議の場を得て最終的に議会運営委員会にもっていきたい。議会事務局の実務時間を確保するための会期にしていきたい。議員が審査できる時間を確保したい。

堀 巌委員:会期において委員会を先に変更したが、予算を増額すると 早くなるサービスがあったのか。

議会事務局主査:今年度から実施しましたが、本会議及び委員会の反訳時間単価が同額であります。業者に依頼すると2・3週間かかります。翌日に仕上る市議会事務局に確認したところ、言葉が正確でないと聞いたことがあります。委員会の会議録を客観的なものに作成するために委託すると聞いています。反訳の完成に時間を要するため、最終日の委員長報告までにダイジェストのようにまとめる市もあることを聞いています。木村冬樹副委員長:最終日に間に合うような形で効果が出ていないようである。

議会事務局主査:委員長報告のポイントをまとめる方法があると思います。 梅村 均委員長:一般質問を後にしても、間に合わないのか。

議会事務局主査:6月定例会は議案数が少なかったこともありましたが、 最終日の追加議案も質疑をまとめやすかったこともありました。

梅村 均委員長:数日仕上げというレベルなのか。

議会事務局主査:予算を増額することになります。委員会会議録の反訳を 委託することで今年度の予算が200万円台に増額されました。今年度 の予算編成に当たり、財政サイドから時間数を調整するよう話がありま したこともあり、委員会の反訳予算を確保することが前提と議会事務局 で判断した経緯がありました。

木村冬樹副委員長:6月定例会で委員会の分を業者に送るとどのくらいで 仕上がるのか。

議会事務局主査:およそ2・3週間です。

梅村 均委員長:事務局としては、予備日だけでよいのか。

議会事務局主査:予備日は最終日の議事の準備、委員会や議員提出議案の 用意をします。今回は休日出勤して用意しました。

木村冬樹副委員長:課題として、午後の議会基本条例推進協議会で皆さん の意見をいただく。